

【一般生計】 免除申請チェックシート

- ・このシートは、「一次申請（WEB入力）」にむけて必要な証明書類等を事前に準備し、その後の二次申請（出願・書類提出）に備えるためのものです。各項目の内容を確認し、準備してください。
- ・一次申請の家族及び家計状況等のデータは必ず証明書類等を元に入力してください。

注意事項

- 注1) 免除申請の基準日は前期：4月1日、後期：10月1日です。提出する証明書等は、基準日現在の状態が証明されているか注意してください。（所得証明書・課税証明書は除く）
- 注2) 二次申請（出願・書類提出）時に添付できない書類等がある場合は、一次申請確定時にプリントアウト可能な「必要書類一覧表」の該当書類名の横に、おおよその提出予定日を記載して二次申請（出願・書類提出）をしてください。本学が指定する日までに提出されない場合は、書類不備により、**控除不可又は免除不許可**となりますので、注意してください。
- 注3) 出願書類で確認事項が生じた場合は、**学生用メール（KUMOI）に連絡**することがありますので、本学からのメールを必ず受信できるように登録情報を最新のものにしておいてください。申請者と連絡が取れないことにより申請者が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。

1. 家計支持者・世帯の構成員の考え方について

家計支持者・世帯の構成員 （◎…家計支持者、○…世帯に含まれる構成員）

構成員 区分	申請者 (独立生計の場合は、 配偶者含む)	父 母	家計支持者の 扶養下にある 兄 弟 姉 妹	家計支持者の 扶養下にある子	祖父母（同居別 居にかかわらず）	家計支持者に扶養 されていない収入 のある兄弟姉妹	備 考
一般	○	◎ (原則として 「父母両方」)※	○		×	×	※例外としては、「母子父子家庭・無職無収入等の事情により父母に代わって生計を担う者（例：祖父母、兄弟姉妹等）」も家計支持者として該当する場合があります。
独立 生計者	◎	×		○	×	×	独立生計の場合、父母の情報は続柄・氏名・年齢のみの入力です（それ以外の情報は入力不要）

「独立生計者用チェックシート」をみてください

- 所得の審査対象は家計支持者のみです。
- 独立生計の認定要件…「出願のしおり」や「様式7：独立生計申立書」で確認してください。
ただし、認定要件を満たしていたとしても、必ずしも独立生計者として申請する必要はありません。

2. 家計支持者について提出する書類

* 様式は京都大学ホームページからダウンロード・プリントアウトして取得してください。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/jumen> * マイナンバーの記載のあるものは提出不可。

【必須書類】

質 問	チェック	□はい 又は □いる にチェックした場合の必要書類	証明書入手先
(1) 前述の「家計支持者」の 右記証明書を提出してください。 一般世帯：就労の有無によらず <u>父母両方</u>の分が必要です。 (申請者本人分は原則不要)	(1) は 全員必須	家計支持者（父母）の 令和8年度（内容は令和7年収入分） 市区町村県民税課税証明書【全項目証明】（原本） ※出願前3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可） ※4月の出願では、記載内容が前々年の所得となりますが、それが最新ですので問題ありません。 記載内容と出願時現在の状況が違う場合でも必ず提出してください。（所得金額の審査は出願時現在の状況を優先します） ※「課税・非課税の有無」、「給与・給与外所得別の収入金額」、「配偶者控除・扶養控除人員数」が明記されていること ※所得が「0」、又は少額により発行されない場合は、「非課税証明書（原本）」（収入欄があるもの）を提出してください。 ※源泉徴収票等、収入のわかる書類を提出していても、この書類は必須です。 ※横長・緑色の「給与所得に係る市県民税・県民税・特別徴収額の決定、変更通知」や「納税証明書」は不可。	市区町村 役所等

●以下、「はい」又は「いる」にチェックした場合、所得証明書・課税証明書とは別に該当書類を用意してください。

【収入について】※基準日(前期：4月1日、後期：10月1日)現在での収入（見込みを含む）

* 少額でも、恒常的な収入がある場合は申告が必要です。

質 問	チェック	□はい 又は □いる にチェックした場合の必要書類	証明書入手先
(2) 家計支持者は 2025 年 1 月 1 日 以前から現在も同じ勤務先（パート先）で働いていますか？	□はい □いいえ	・ 令和 7 年分給与所得の源泉徴収票のコピー 〔様式 2-3〕に貼付 ※同じ勤務先でも、再雇用や休職等で昨年度と収入が大きくかわる場合は〔様式 2〕給与支給（予定）証明書を提出してください。	勤務先
(3) 家計支持者は基準日より 1 年以内に失職・退職予定ですか？又は、基準日より 1 年以内に再雇用等で雇用形態の変更がありますか？	□はい □いいえ	・ 〔様式 2〕給与支給（予定）証明書 ※失職・退職の場合、基準日より 1 年間の年収見込みを、退職日までの労働予定月数で計算したもの（退職予定日を備考欄に明記） ※雇用形態の変更がある場合、基準日より 1 年間の年収見込みを、月額変更前後の給与で 2 段に分けて記載したもの（雇用形態変更の旨を備考欄に明記）	勤務先
(4) 家計支持者は 2025 年 1 月 2 日以降、転職又は就職し、現在も同じ勤務先（パート先）で働いていますか？	□はい □いいえ	以下のいずれか ・ 〔様式 2〕給与支給（予定）証明書 ・ 直近 3 ヶ月分の給与明細書と賞与金額がわかる明細書等のコピー〔様式 2-2 に貼付〕 ・ 雇用契約書（通知書）等のコピー〔様式 2-5 に貼付〕 ※雇用契約書は、年収・賞与の金額が明記されている場合に限る。賞与が「業績による」などの記載になっていると年収の計算ができませんので、給与支給（予定）証明書を提出してください。	
(5) 家計支持者は 2025 年 1 月 1 日以前から営業・農業・不動産・配当等の所得があり、確定申告をしていますか？	□はい □いいえ	・ 令和 7 年分の確定申告書控＜第一表及び第二表＞のコピー〔様式 2-4 に貼付〕 ※確定申告をしていない場合は、 <u>令和 8 年度分市（町）県民税申告書〔表・裏〕</u> （内容は令和 7 年分）など収入金額、必要経費、所得金額の記載がある書類のコピー ※給与収入がある場合は、源泉徴収票（昨年分）（コピー）も提出してください。	税務署・自治体等に申告した控え・事業所等
(6) 家計支持者は 2025 年 1 月 2 日以降、新規で自営業（起業又は開業）を始めましたか？	□はい □いいえ	・ 〔様式 3〕収支内訳（見込）申告書 ※計算の根拠となる書類（青色申告決算書や帳簿のコピーなど売上金額と経費がわかるもの）を添付すること。	京都大学ホームページ
(7) 家計支持者で無職かつ無収入の人はいますか？	□いる □いない	・ 〔様式 1〕無職・無収入にかかる申立書 ※身体障害・長期療養等で各証明書により、就労できないと判断できる者は除く。（非課税証明書に収入金額の記載がある場合は〔様式 1〕の提出が必要です。）	京都大学ホームページ
(8) 家計支持者は年金を受給していますか？又は、今年度受給開始予定ですか？（遺族年金・障害年金・企業年金・個人年金等も含む）	□はい □いいえ	以下のいずれか（ 源泉徴収票は不可 ） ・ 最新の年金振込通知書／改定通知書のコピー【今年度受給開始予定者】 ・ 年金見込額照会回答票等のコピー ※いずれも受給者名・金額が記載されていること〔様式 2-6 に貼付〕 ※複数年金を受給している場合は、全て提出してください。	日本年金機構 共済組合等

(9) 家計支持者は失業して、 雇用保険 を受給していますか？	☐ はい ☐ いいえ	・雇用保険受給資格者証（第1面～第4面まで）の コピー	ハローワーク
(10) 家計支持者は 高年齢雇用継続給付金 を受給していますか？	☐ はい ☐ いいえ	・高年齢雇用継続給付金決定通知書 （氏名・受給金額が記載/直近4ヶ月分）のコピー	ハローワーク
(11) 生活保護受給世帯 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	・保護決定（変更）通知書のコピー 又は ・生活保護受給証明書のコピー	福祉事務所
(12) 家計支持者は 傷病手当金 を受給していますか？	☐ はい ☐ いいえ	・傷病手当金支給決定通知書等（受給金額と受給 期間が記載）のコピー ※受給開始日がわかる書類と直近の通知書の両方の提出 が必要です。	健康保険組合 等
(13) 児童扶養手当 を受給していますか？（「母子父子世帯」で高校生以下の世帯構成員がいる世帯が対象）	☐ はい ☐ いいえ	・最新の児童扶養手当支給（改定）通知書 （受給金額を確認できるもの）のコピー ※児童手当は対象外です。	各都道府県
(14) 家計支持者は 育児休業給付金 を受給していますか？ 又は、 今年度育児休業を取得し給付金を受給する予定 ですか？	☐ はい ☐ いいえ	【現在受給している方】 ・育児休業給付金支給決定通知書のコピー ※復職予定日を余白に記載すること。 【これから育児休業を取得予定の方】 ・〔様式2〕給与支給（予定）証明書 （基準日より1年間の年収見込みを休職期間を除いた労働 予定月数で計算したもの） ※休職期間を備考欄に明記すること。 ※勤務先に〔様式2〕給与支給予定証明書の発行依頼が 難しい場合は、直近3ヶ月分の給与明細書のコピーでも可。 （源泉徴収票は不可） ★上記書類の平均月額をもとに自身で育児休業給付金の 受給予定額を計算した計算式と出産予定日を明記した メモをつけること。	ハローワーク

3. 本人及び家計支持者・世帯の構成員について提出する書類

●以下、「はい」又は「いる」にチェックした場合、該当書類を用意してください

【控除について】

質 問	チェック	☐ はい 又は ☐ いる にチェックした場合の必要書類	証明書入手先
(15) 世帯の構成員（本人を除く）に高校生以上の就学者はいますか？ ★二次申請期間中に用意できない場合は、 願書と他の用意できた書類を先に二次申請期間中に提出し、学生証・在学証明書のみ後日追加で提出してください。	☐ いる ☐ いない	・学生証のコピー（〔様式11〕に貼付） 又は ・〔様式4〕在学状況証明書※ ※発行日又は有効期限により、免除申請時における在学が分かるもの ※専修学校の就学者については必ず【様式4】を提出すること。（学生証のコピー不可） ★在学証明書は、前期4月/後期10月以降に発行したものを提出してください。	当該在学学校
(16) 母子・父子世帯※ですか？ ※世帯の構成員が様式5に記載の要件に合致するか確認してください。	☐ はい ☐ いいえ	〔様式5〕母子・父子世帯申立書※ ※様式5の確認事項（遺族年金・養育費・児童扶養手当の有無、金額、理由等）に記入漏れがあると不備とみなします。必ず内容を確認してください。	京都大学ホームページ

(17) 世帯の構成員に介護保険利用者（要介護2以上）はいますか？	☐ いる ☐ いない	・ 介護保険被保険者証のコピー	医療機関等
(18) 世帯の構成員に障害がある人はいますか？	☐ いる ☐ いない	・ 障害者手帳・療育手帳等のコピー 又は ・ 診断書のコピー (診断書は直近6ヶ月以内発行のもの。診断書で確認できないときは手帳等を追加で求めることがあります。)	市区町村役場
(19) 世帯の構成員に長期療養者や介護サービスを受けている人はいますか？※	☐ いる ☐ いない	①又は②のどちらか ①【診療機関で支出状況の証明を受けられる場合】 ・ [様式6] 長期療養費支出状況証明書（診療機関等で記入） ※ただし、補填される金額等、診療機関で証明できない箇所がある場合は、その部分に関する証明書を添付すること。 ②【診療機関で支出状況の証明を受けられない場合】 以下の全て ・ [様式6] 長期療養費支出状況証明書（申請者本人が記入） ・ 診断書のコピー（6ヶ月以上の療養が必要であることが明記されている直近6ヶ月以内発行のもの） ・ 支払証明書・領収書等のコピー [様式11] に月毎にまとめて貼り付け ・ 保険金等の支払を受けている場合はその証明書等のコピー ※療養や介護が6ヶ月以上経過又は継続する見込みで、補填される金額（保険・高額療養費等）を除いた自己負担額が年間（前期：前年4月～今年3月、後期：前年10月～今年9月）10万円を超える場合のみ対象となります。 例：療養費額（食事等除く）－補填される額（保険・高額療養費）＝10万円以上	医療機関等 保険会社
(20) 申請時6ヶ月以内（新入生は1年以内）に学資負担者が風水害等の被害を受けましたか？	☐ はい ☐ いいえ	・ リ災（被災）証明書のコピー (災害に起因した建物被害＜全壊・半壊・一部損壊等＞が証明されていること)	消防署 市区町村役場
(21) 申請時6ヶ月以内（新入生は1年以内）に学資負担者が亡くなりましたか？	☐ はい ☐ いいえ	・ 死亡診断書のコピー 又は ・ 死亡したことが確認できる書類のコピー ※遺族年金受給中（予定）の場合は質問（7）も要確認	病院・医師等
(22) 申請者本人が留年・休学・留学等で修業年限を超過していますか？	☐ はい ☐ いいえ	[様式 10-1・10-2] 最短修業年限超過者等に係る事由書 ※「最短修業年限超過者等」とは、「在学期間（休学含む）が、所属学部、研究科等が定める修学期間を超えて在学している者」又は「前年度と同一学年に引き続き在籍している者」です。 ※超過理由が病気の場合、医師の診断書等（病気の期間の記載があるもの）の提出が必須です。 ※超過理由が学資獲得のためのアルバイト等による場合、該当期間分の根拠書類（源泉徴収票や課税証明書、TA/RA/OA は総労働時間数が分かる書類）を様式10-1②にホッチキスで添付してください。 ※ 様式10-1は、紙媒体の提出に加え電子媒体での提出が必要です。	京都大学ホームページ

※このチェックシートは二次申請では提出不要です。

【免除に関する照会先】

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学 学務部学生支援課奨学掛（総合研究10号館1階）
質問がある場合は、上記窓口へ来室するか、下記アドレスまでメールにて問い合わせてください。メールで問い合わせる場合は、質問事項の他に「学生番号・氏名・携帯電話番号等」を必ず記載してください（記載が無い場合は返答しません）。なお、メールによる問合せの返答は、メールか電話にて行います。
e-mail: 840menjo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp 電話: 075-753-2532 (9:00～17:00 土日祝日を除く)

★課税（所得）証明書

- ☆市・府民税課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

☆市・府民税課税証明書

収入情報の記載がないため不可

[illegible]

☆納税証明書 (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

[illegible]

☆給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書 (提出不可)

令和 年 度 勤 務 所 属 に 関 する 市 民 税・市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (17,366.80)										納 付 額										支 払 額									
納 付 金 入 54,356.22 市 民 税 特 別 徴 収 規 則 の 決 定・更 正 事 知 照 (納 税 表 査 査 部 門)										市 民 税 特 別 徴 収 規 則 (1																													

★年金の証明書類について

- ・ **最新**の証明書を提出してください。
- ・ 個人年金等も書類の提出が必要です。

☆年金振込通知書・改定通知書

☆年金証書(令和8年6月以降発行分)

☆年金決定通知書・支給額変更通知書

☆年金支払通知書

☆年金額改定通知書・年金支払通知書

★今年度の年度途中より年金受給が開始する予定の方・
年齢や退職などの事由で金額が変更される予定の方

☆年金見込額照会回答票(年金事務所で発行可能)

共通 選択 届書コード 大区分 小区分 制作番号

制度共通年金見込額照会回答票

年番:

** 老齢基礎年金、老齢厚生年金 ** 厚年 1 年 月 現在の年金見込額 222,222.22 円

年金見込額内訳

老齢基礎年金 老齢厚生年金

本来支給

受発 年 月 日 65 歳 受発 年 月 日 65 歳

定 額 元金 円 基本年金額 222,222.22 円

繰上額 +0 円 報酬比例 222,222.22 円

付加年金額 元金 円 差額加算 0 円

繰上額 +0 円 繰上調整 0 円

振替加算額 0 円 繰上下げ額 +0 円

老基加算額 0 円 配偶者加給 222,222.22 円

停止額 0 円 加給年金額 0 円

内訳合計額 元金 円 停止額 0 円

内訳合計額 222,222.22 円

停止コード 000

基金代行額 0 円 (参考)

実際の年金額はこの試算結果と異なる場合があります

厚年期間 0 月 0 月

厚年職加 0 月 0 月

船保職加 0 月 0 月

沖縄農林 0 月 0 月

旧令期間 0 月 0 月

沖縄免除 0 月 0 月

共済期間 0 月 0 月

1号納付 0 月 0 月

3号納付 0 月 0 月

厚船 2号 0 月 0 月

共済 2号 0 月 0 月

付加納付 0 月 0 月

全額免除 0 月 0 月

3/4免除 0 月 0 月

半額免除 0 月 0 月

1/4免除 0 月 0 月

学生若年 0 月 0 月

合算対象 0 月 0 月

☆ねんきん定期便(提出不可)

これまでの保険料納付額・年金加入期間が記載されている書類。年金受給額がわからないため不可。

ねんきん定期便

令和5年度の「ねんきん定期便」です。

日本年金機構 Japan Pension Service

〒168-8555 東京都杉並区喜多川5丁目5番24号

お問い合わせ先

0570-058-555

受付時間 月 曜 日 8:30 ~ 19:00
火 ~ 金 曜 日 8:30 ~ 17:15
土 曜 日 9:30 ~ 16:00

「ねんきん定期便」の提出先

0570-058-555

受付時間 月 曜 日 8:30 ~ 19:00
火 ~ 金 曜 日 8:30 ~ 17:15
土 曜 日 9:30 ~ 16:00

「ねんきん定期便」の提出先

0570-058-555

受付時間 月 曜 日 8:30 ~ 19:00
火 ~ 金 曜 日 8:30 ~ 17:15
土 曜 日 9:30 ~ 16:00

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」です。

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒100-8001 東京都千代田区千代田1-1-1 九段ビル

お問い合わせ先

03-3581-1111

受付時間 月 曜 日 8:30 ~ 19:00
火 ~ 金 曜 日 8:30 ~ 17:15
土 曜 日 9:30 ~ 16:00

「ねんきん定期便」の提出先

03-3581-1111

受付時間 月 曜 日 8:30 ~ 19:00
火 ~ 金 曜 日 8:30 ~ 17:15
土 曜 日 9:30 ~ 16:00